

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られています。

また、社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、里親委託や施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

平成 31 年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。

また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合		21.2%	23.2%	24.5%		24.5%
	21.0%	22.9%	26.4%			
目標項目の説明と平成 31 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	要保護児童（児童養護施設等入所児童および里親等委託児童）のうち、家庭養護（里親・ファミリーホーム委託）を受けている児童の割合					
31 年度目標値の考え方	平成 29 年 3 月に「三重県家庭的養護推進計画」の目標値を上方修正したことを受け、2029 年度に向けて普及・啓発等により里親登録者を増やし、里親委託数を増加させることを見込み、平成 31 年度の目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
23401 児童虐待対応力の強化（子ども・福祉部）	児童虐待により死亡した児童数		0 人	0 人	0 人		0 人
		0 人	0 人	0 人※			

※ 児童虐待による死亡の疑いのある事案が発生しており、死亡と児童虐待との因果関係を判断するため、現在、裁判の状況を見守っています。そのため、今後、実績値に変更が生じる場合があります。

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		23402 家庭養護の推進（子ども・福祉部）	新規養育里親登録数（累計）	16世帯	25世帯 40世帯	49世帯 62世帯	82世帯
23403 社会的養護が必要な児童への支援（子ども・福祉部）	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合	8.3%	12.3% 13.3%	14.2% 14.2%	16.1%		18.1%

現状と課題

- ①平成29年度の県内の児童相談所の児童虐待相談対応件数は、1,670件に達し、このうち、北勢児童相談所管内の相談件数は、県内の半数以上を占めています。北勢地域で増加する児童虐待相談に機動的に対応できるようにするため、北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域の担当課等を独立させ、管内の県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置する準備を進めており、今後は平成31年4月の設置に向け、円滑に事務を進める必要があります。
- ②県内各地域における児童虐待防止に向けた関係機関間の連携強化を図るため、平成30年8月に三重県市長会、三重県町村会、三重県警察本部、三重県の4者による「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結しました。また、児童相談センターと県警少年課をオンラインで結び、24時間、必要な情報の共有ができる体制を年度内に整備することとしています。今後は、共有する情報の範囲を検討していく必要があります。
- ③被虐待児童の安全確保や指導等を必要とする児童を保護するため、県内2か所の一時保護所や、施設等への一時保護委託において、心のケアやカウンセリング等を行うとともに、民間による鈴鹿市内への委託一時保護用施設の設置を支援しています。今後も引き続き適切に対応する必要があります。
- ④児童虐待相談における対応の的確性を高めるため、リスクアセスメントツール（平成26年度運用開始）およびニーズアセスメントツール（平成27年度運用開始）の運用による対応を行っています。今後も引き続きツールの定着と一層の精度の向上を図る必要があります。
- ⑤市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣等を行っています。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。
- ⑥子どもの権利擁護を推進するため、コーディネーターを中心とした、児相、警察、司法、医療等の多機関連携の推進や、虐待を受けた子どもの負担軽減を目的とした児相、警察、検察の三者による協同面接の導入、児童の本音や事実を聞き取るためのアドボケイト（代弁・擁護者）の養成、適切な家庭復帰に向けた手法の構築に取り組んでいます。今後も、子どもの目線に立った対応を行うため、これらの取組を継続する必要があります。
- ⑦妊娠期からの虐待予防に向けて、電話相談「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」を実施するとともに、高校、児童養護施設、NPO、コンビニ等にカードを配布し、相談窓口を周知しています。引き続き、計画していない妊娠を予防するため、性や妊娠に関する正しい知識の啓発等を推進する必要があります。

- ⑧「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、児童養護施設および乳児院の小規模化や施設機能の地域分散化の支援等を行っています。平成 29 年 8 月に示された「新しい社会的養育ビジョン」や平成 30 年 7 月に発出された「都道府県社会的養育推進計画策定要領」に基づき、「三重県家庭的養護推進計画」を見直し、「三重県社会的養育推進計画(仮)」を平成 31 年度中に策定する必要があります。また、「子どもを虐待から守る条例」の見直しを進める必要があります。
- ⑨里親制度の普及に向けて、各種メディアを活用した啓発や里親説明会、里親出前講座を実施するとともに、里親のさらなる養育力向上をめざし、フォスタリングチェンジプログラム研修、里親トーク会、里親スキルアップ研修を開催しています。引き続き、里親制度を周知するとともに、里親登録数の増加に向けた啓発活動に積極的に取り組んでいく必要があります。
- ⑩地域での児童相談支援体制の強化のため、鈴鹿市内の児童家庭支援センターの設置を支援しています。また、地域小規模児童養護施設および小規模グループケアを行う乳児院において、児童指導員の加配を行い、職員体制強化を図りながら入所児童の処遇改善に取り組んでいます。
- ⑪年齢制限により児童養護施設を退所しなければならなくなった者のうち、引き続き支援の必要性が高い者に対し、将来の自立に向けて、児童養護施設等で生活の場を確保するとともに、個々の状況に応じた支援を実施しています。さらに、施設入所中から退所後の進学や仕事について考える機会を提供するため、民間団体と連携し、施設入所児童の進学を考えるワークショップや、全国の施設出身の大学生等と県内施設入所児童との交流会を開催したほか、施設退所者を積極的に雇用する事業主をアドバイザーとして派遣します。引き続き、施設入所者等の自立支援に向けた取組を行う必要があります。

平成 31 年度の取組方向

- ①北勢地域で増加する児童虐待相談に機動的に対応できるようにするため、県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置します。また、鈴鹿市に新たに設置される児童家庭支援センターや委託一時保護用施設、亀山市に設置予定の地域小規模型児童養護施設とも連携し、鈴鹿・亀山地域の児童相談支援体制の強化に努めます。
- ②児童相談所における児童虐待への早期対応、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、研究機関による A I 技術の児童相談業務への導入研究への協力などを行い、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。また、児童相談センターと県警少年課の情報共有体制の強化を図ります。
- ③市町をはじめとする関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化に取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成を支援します。
- ④多機関連携、協同面接、アドボケイト養成、家庭復帰プログラムなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。
- ⑤妊娠期からの虐待予防に向けて、「妊娠 SOS みえ『妊娠レスキューダイヤル』」により、計画していない妊娠等の相談・支援に取り組みます。
- ⑥「新しい社会的養育ビジョン」および「都道府県社会的養育推進計画策定要領」をふまえ、「三重県家庭的養護推進計画」を発展させ、新たに「三重県社会的養育推進計画(仮)」を策定します。この新たな推進計画に基づき、関係者の密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向け、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。また、「子どもを虐待から守る条例」の改正に向けた調整を進めます。

- ⑦施設養護においても家庭的な養育環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するため、計画的に施設整備を行います。
- ⑧年齢制限による児童養護施設の退所者のうち、必要に応じ、将来の自立に向けて、児童養護施設等で生活の場を確保するとともに、施設退所後の進学や仕事について考える機会を提供するなど、児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けた取組を行います。

主な事業

- ①児童一時保護事業【基本事業名：23401 児童虐待対応力の強化】
予算額：(30) 132,627千円 → (31) 222,539千円
事業概要：児童相談所に併設する一時保護所において被虐待児童等を保護し、児童の安全の確保を図るとともに、専門職による心のケア等を行います。また、乳児院や医療機関等への一時保護委託を実施し、乳幼児や治療を必要とする被虐待児童等へのケアを行います。
- ②児童虐待法的対応推進事業【基本事業名：23401 児童虐待対応力の強化】
予算額：(30) 48,205千円 → (31) 49,465千円
事業概要：児童相談所の法的対応、介入型支援を強化し、児童虐待に的確に対応するため、アセスメントの精度を高めます。また、子どもの権利擁護を推進するため、多機関連携の推進や協同面接の確立に取り組むとともに、アドボケイト（代弁・擁護者）の養成、適切な家庭復帰に向けた仕組みづくりを進めます。
- ③市町児童相談体制支援推進事業【基本事業名：23401 児童虐待対応力の強化】
予算額：(30) 2,126千円 → (31) 2,410千円
事業概要：市町との継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修の充実を図ります。
- ④若年層における児童虐待予防事業【基本事業名：23401 児童虐待対応力の強化】
予算額：(30) 2,780千円 → (31) 2,670千円
事業概要：「妊娠レスキューダイヤル『妊娠SOSみえ』」を引き続き開設し、計画していない妊娠や思春期世代への相談支援を行うとともに、若年層における児童虐待の未然防止を図ります。
- ⑤（一部新）家庭的養護推進事業【基本事業名：23402 家庭養護の推進】
予算額：(30) 95,354千円 → (31) 143,388千円
事業概要：「新しい社会的養育ビジョン」をふまえ、子どもの最善の利益を実現するため、三重県における社会的養育推進のための取組計画を策定します。また、里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後の支援までを行う里親養育包括支援体制の整備を進めます。さらに、児童養護施設の小規模グループケア化や地域分散化、児童家庭支援センターの設置を促進します。
- ⑥家族再生・自立支援事業【基本事業名：23403 社会的養護が必要な児童への支援】
予算額：(30) 7,236千円 → (31) 12,758千円
事業概要：入所児童の処遇向上を図るため、児童養護施設職員等の人材育成に取り組むとともに、退所者に対し生活の場の提供や施設に帰省した際の経費の補助を行うほか、入所中の児童に退所後の進学や就職について考える機会を提供します。